

自分の時間を有効活用しませんか？

## 登録統計調査員として

### 活躍していただける方を募集しています！

国勢調査や経済センサス、農林業センサスなど、国や地域の社会経済の動きや国民生活の実態を知るための統計調査が数多くあります。これらの統計調査では、あらかじめ町に登録された統計調査員へ協力を依頼し、調査を行っています。町では、統計調査員として登録していただける方を、随時募集しています。

#### ☆統計調査員の役割

国や県からの任命を受けて、世帯や事業所等を直接訪問し、調査票の記入依頼や調査票の回収を行っている。ただ、等、統計調査の中で最も基本的な部分に従事いただいています。

#### ☆統計調査員の身分

調査期間中(約2か月間)は、非常勤の公務員となります。それにより、調査で知った事柄を、調査期間中はもちろん調査が終わってからも他の人に漏らしてはならない守秘義務が課せられます。また、調査活動中に災害にあつた場合は、公務災害補償が適用されます。

#### ☆登録していただける方

1. 満20歳以上の方
2. 責任を持って調査事務を遂行できる方
3. 秘密の保護に関して責任の持てる方
4. 警察・税務・選挙業務に直接関係のない方

#### 5. 暴力団員でない方、または暴力団員と密接な関わりがない方

#### ☆仕事のご案内

登録していただく、調査実施の1〜2か月前に電話で調査の従事を依頼します。その際、都合が悪ければ断っていただけます。ご自身の都合とあわせて、空いた時間を有効に活用していただくことができます。ただし、調査の実施数や規模は、年によって異なりますので年間を通じて仕事があるとは限りません。

#### ☆報酬

統計調査が終了しますと、統計調査ごとに定められた報酬が支払われます。調査の内容、受け持ちの件数によって異なりますが、概ね2万円〜6万円です。

#### ☆お問い合わせ

登録するにあたって、申請書に入していただく必要があります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先 ◆ 企画振興課 企画人権担当 ☎0748526552

## みんなで支え合う国民健康保険

### 国保の加入や脱退は届出が必要ですよ

届出は14日以内に

国保への加入の届出が遅れると、保険税をさかのぼって納めていただくこととなります。また、脱退の届け出をされるまで、勤務先の保険料と二重に納めていただくことになるなど負担も大きくなります。さ

らにこの間に資格のない保険証を誤って提示し、医療機関で受診されると、医療費を返還しなければならなくなる場合もあり、トラブルの原因となります。  
左表のようなききは、忘れず届出を行いましょ。

その他	国保の被保険者でなくなるとき	国保の被保険者になるとき	こんなとき	手続きに必要なもの
住所世帯主・氏名などが変わったとき	死亡したとき	生活保護を受けなくなったとき	他の市区町村から転入してきたとき	転出証明書等・印鑑
修学のため、子どもが他の市町村に居住するとき	勤務先の健康保険の被扶養者になったとき	勤務先の健康保険の被扶養者からはずれたとき	勤務先の健康保険の被保険者でなくなるとき	退職(勤務先の健康保険の資格を喪失したことがわかる証明書など)・印鑑
被保険者証をなくしてしまったとき	生活保護を受けるようになったとき	子どもが生まれたとき	勤務先の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者からはずれたことがわかる証明書など・印鑑
	死亡したとき	他市区町村へ転出するとき	生活保護を受けなくなったとき	母子健康手帳・印鑑
		勤務先の健康保険の被保険者になったとき	勤務先の健康保険の被扶養者になったとき	保護廃止決定通知書・印鑑
		勤務先の健康保険の被扶養者になったとき	勤務先の健康保険の被扶養者になったとき	被保険者証・印鑑
		生活保護を受けるようになったとき	生活保護を受けるようになったとき	被保険者証・印鑑
		死亡したとき	死亡を証明するもの(被保険者証・印鑑)	被保険者証・印鑑
		住所世帯主・氏名などが変わったとき	住所世帯主・氏名などが変わったとき	被保険者証・印鑑
		修学のため、子どもが他の市町村に居住するとき	修学のため、子どもが他の市町村に居住するとき	被保険者証・在学証明書・印鑑
		被保険者証をなくしてしまったとき	被保険者証をなくしてしまったとき	身分を証明するもの(免許証など)・印鑑

マイナンバー制度の施行に伴い、窓口で手続きをする際には次のものが必要となります。

- ・ 窓口で手続きをする方の身分証明書(顔写真付きのもの)は1点、それ

以外のもは2点

- ・ 窓口で手続きをする方の個人番号
- ・ 健康保険の手続きが必要な方の個人番号

問い合わせ先 ◆ 住民課 保険年金担当 ☎0748526571

／ 参考にしてください ／

# 農地の賃借料情報

農地の賃借料については、従来は農業委員会による「標準小作料」を決めておりましたが、標準小作料は廃止され、地域における賃借料の目安になるものとして、「賃借料情報」の提供を行っています。

平成28年1月から平成28年12月までに締結(公告)された賃貸借契約における賃借料(10a当たり)の平均額、最高額および最低額等を目安として以下にお示しします。

なお、農地の耕作条件等により収入(収穫量)や経費(労力)は異なりますので、個々の賃借料については「賃借料情報」を参考に、貸し手・借り手双方による話し合いで決めてください。

	平均額	最高額	最低額	データ数 (うち物納数)
日野町(水田) (10a当たり 年間)	3,800円	5,300円	1,800円	119件 (59件)

※データ数は、集計に用いた筆数です。

※使用貸借(無償貸借)契約(124件)は除いています。

※賃借料を物納支給(水稻)としている場合は、米60kgあたり10,500円に換算しています。

※標準的な水準を算出するため、賃借料データの平均値±70%を超える金額は除いています。

※金額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。

## 農地の許可申請受付期間等のお知らせ

農地または採草放牧地の権利移動や転用行為について、農地法に基づき許可申請を行う必要があります。

権利移動や転用行為により、許可基準や申請書類が異なりますので、あらかじめ農業委員会事務局へご相談ください。

なお、許可を受けずに農地を転用した場合や、転用許可どおりに事業をしていない場合、農地法違反となり、罰則の適用もあります。

### ●申請書類の受付

毎月20日締め切り(土・日・祝日の場合はその前日)

### ●総会日程

毎月10日(土・日・祝日の場合はその前日)

※受付締め切り日以降に申請された案件は翌月の受付扱いとなります(期間厳守)。

例えば、3月17日申請→4月総会審議案件

3月22日申請→5月総会審議案件

※総会日程は都合により変更になる場合があります。

## 農地の相続等の届け出のお願い

相続などによる農地の権利取得をしたときは、農業委員会への届け出が必要です。相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握することで、農地の有効利用を進めることを目的としています。相続などにより農地法の許可を必要としない農地の権利取得をされた方は、農業委員会まで届け出をお願いします。



問い合わせ先 ◆ 日野町農業委員会事務局(農林課内) ☎0748-52-6563